

令和 4 年 12 月 7 日

金融庁企画市場局企業開示課 御中

一般社団法人日本内部監査協会
法令等改正対応委員会

「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正（案）」に対する意見書

令和 4 年 11 月 7 日付で貴庁が意見募集された標記案について、一般社団法人日本内部監査協会（以下、当協会という）は、当協会内の「法令等改正対応委員会」において、内部監査に重大な影響を及ぼすと思われる箇所を中心に検討いたしました。

以下はこの検討結果であります。今後の「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正に向けてご活用いただきたく当協会「法令等改正対応委員会」の意見として提出いたします。

1 今回の開示府令改正案に対する評価

法令等改正対応委員会は、以前から、資本市場規制における各種ソフトローの公表に際し、内部監査に関する開示の充実を繰り返し求めてきた。直近では、「**「コーポレートガバナンス・コード（改訂案）」**および「**投資家と企業の対話ガイドライン（改訂案）」**に対する意見（2021 年 5 月）において、以下のように提言を行っている。

「**「上場会社は、内部監査に関する国際基準や国内基準を踏まえつつ、自社及び自社グループに適した内部監査部門のあり方に関する会社の考え方や整備の状況について、高品質かつ実効性ある内部監査を可能にするための取り組みを含めて、開示すべきである」という補充原則を追加すべきである。」**とし、「**「高品質かつ実効性ある内部監査を可能にするための取り組み」**としては、適切な知識・経験・能力を有する人員・予算の確保や内部監査部門メンバーのキャリアパスについての会社の考え方などのほか、内部監査部門が不正を発見し適切な対応を求めた場合や不備・問題点を指摘した場合の会社側の対応体制の確立などが考えられる。市場関係者がこうした内部監査に関する各種情報を入手しやすくするため、コーポレートガバナンス報告書に【内部監査関係】という項目を設け、内部監査に対する会社の考え、内部監査の体制、人員数・年齢構成、独立性、専門性、活動状況、連携状況などについて、具体的に、かつ、分かりやすく記載させるための仕組みも同時に整備すべきである（2019 年意見 III（2）参照）」¹。

¹ 日本内部監査協会法令等改正対応委員会「**「コーポレートガバナンス・コード（改訂案）」**および「**投資家と企業の対話ガイドライン（改訂案）」**に対する意見」（2021 年 5 月）4・5 頁。なお、ここで出てくる「2019 年意見 III（2）」というのは、日本内部監査協会法令等改正対応委員会「**「市場構造の在り方等の検討に係る意見募集（論点ペーパ**

今回の開示府令改正案は、「内部監査の実効性を確保するための取組」に関する開示の充実に努めようとするものであり、基本的には評価できる。

しかし、①そもそも会社が内部監査をどのようなものとして考えているのかという根本部分の開示がなければ、内部監査の組織等の状況が開示されていても、投資家等が同社の内部監査を有機的に理解することは困難であろう。②また、内部監査の形だけではなく実質が伴っていることを投資家等が確認するには、内部監査の活動状況の開示も必須となる。③さらに、「内部監査の実効性を確保するための取組」として、デュアルレポーティングの有無が例示されているが、専門性や独立性、品質評価なども例示しておかないと、充実した開示にならない可能性がある。④内部監査の開示の充実に求めるという基本的な考え方自体については「上場会社等」に限る必要はない等の懸念がある。

さらに、今回の開示府令改正案には、サステナビリティ開示項目が盛り込まれているが、その開示の信頼性を確保するための外部監査等がどうあるべきかについては、グローバルにも検討過程にある。そのため、上場会社等の内部監査の真の意味での実効性を確保することは、こうした開示内容の信頼性を少しでも高めるために現時点で対処すべき喫緊の課題であるといえよう。

2 開示府令改正案に対する追加記載の要望

そこで、法令等改正対応委員会としては、以下の「法令等改正対応委員会意見」に記した項目を開示府令改正案への追加を要望する。それぞれの項目で開示すべき詳細については、別添資料を参照されたい。また、内部監査に関する開示のベスト・プラクティス事例を積み重ねるため、金融庁における好事例集の公表も期待したい。

一) に対する意見」(2019年1月)のIII(2)のことであり、同箇所では、コーポレートガバナンス報告書に【内部監査関係】という項目を設け、内部監査に対する会社の考え(内部監査をコーポレートガバナンスや適時開示においてどのような位置付けを持つものとして考えているかという点だけでなく、内部監査部門でのキャリアを社内の人材育成の観点からどのように考えているかなどを含む)、内部監査の体制(企業グループ内部監査の体制や、内部監査部門の組織上の位置付け、内部監査結果の報告先、アウトソーシングの有無などを含む)、人員数および年齢構成(専任者数や兼任者数などを含む)、独立性(内部監査部門の人事・予算・監査計画等の承認機関はどこかなどを含む)、専門性(公認内部監査人などの資格保持者の有無や数などを含む)、活動状況(内部監査の対象範囲や具体的な実施内容、内部監査基準(国際基準を含む)に準拠した内部監査を実施しているか否かなどを含む)、連携状況(他の監査・監督機関との連携状況(会合をした場合にはその頻度等)などを含む)などについて、具体的に、かつ、分かりやすく記載すべきである、などの提言を行っていた。

<現行>

b 提出会社が上場会社等である場合には、内部監査の状況等について、次のとおり記載すること。

- (a) 内部監査の組織、人員及び手続について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- (b) 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携並びにこれらの監査と内部統制部門との関係について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

c 提出会社が上場会社等以外の者である場合には、内部監査の状況等について、次のとおり記載すること。

- (a) 内部監査の組織、人員及び手続について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- (b) 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

<令和4年11月7日公表改正案>

b 提出会社が上場会社等である場合には、内部監査の状況等について、次のとおり記載すること。

[(a) ・ (b) 略]

(c) 内部監査の実効性を確保するための取組（内部監査部門が代表取締役のみならず、取締役会並びに監査役及び監査役会に対しても直接報告を行う仕組みの有無を含む。）について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

[c 略]

<法令等改正対応委員会意見>

b 提出会社が上場会社等である場合には、内部監査の状況等について、次のとおり記載すること。

- (a) 内部監査の**目的、手法**、組織、人員及び手続について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- (b) 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携並びにこれらの監査と内部統制部門との関係について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

(c) 内部監査の実効性を確保するための取組（**専門性や独立性を確保する仕組みや品質評価の有無**、内部監査部門が代表取締役のみならず、取締役会並びに監査役及び監査役会に対しても直接報告を行う仕組みの有無を含む。）について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること

(d) **最近事業年度における提出会社の内部監査の活動状況（内部監査の主な対象、件数、フォローアップ、取締役会等への報告、グループ内部監査の実施状況等を含む。）**を記載すること。

c 提出会社が上場会社等以外の者である場合には、内部監査の状況等について、次のとおり記載すること。

- (a) 内部監査の組織、人員及び手続について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- (b) 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

(c) 内部監査の実効性を確保するための取組（**専門性や独立性を確保する仕組みや品質評価の有無**、内部監査部門が代表取締役のみならず、取締役会並びに監査役及び監査役会に対しても直接報告を行う仕組みの有無を含む。）について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること

(d) **最近事業年度における提出会社の内部監査の活動状況（内部監査の主な対象、件数、フォローアップ、取締役会等への報告、グループ内部監査の実施状況等を含む。）**を記載すること。

(別添資料)

令和4年12月7日

一般社団法人日本内部監査協会
法令等改正対応委員会

有価証券報告書における「内部監査の実効性の説明」に含めるべき要素
(ベスト・プラクティス)

1. 目的・手法

- (1) 経営陣として、企業価値の「保全及び向上」に向けて、内部監査部門をどのように活用するかについての考え方
- (2) 上記(1)の考え方に関して、取締役会その他のガバナンス組織がどうコミットしているか
- (3) 内部監査規程の有無と同規程の基準(一般社団法人日本内部監査協会「内部監査基準」や The Institute of Internal Auditors (IIA: 内部監査人協会)「内部監査の専門職的实施の国際基準」)との適合性

2. 組織・人員・手続き

- (1) 内部監査部門の人数(うち、専業者数。うち、Certified Internal Auditor (CIA: 公認内部監査人)の資格又は内部監査士の称号の保有者数。)
- (2) 事業リスクを評価する視点から内部監査の年度計画を策定しているか(リスクベース・アプローチの適用の状況)
- (3) 外部による5年に1回の品質評価の実施状況

3. 内部監査とガバナンス組織等との関係(二重レポーティング・ライン及び具体的連携)

- (1) 内部監査部門のレポーティング先は社長及び取締役会等となっているか(そうでない場合は誰がレポーティング先か)
- (2) 取締役会による内部監査部門の人事・予算・年度監査計画案・内部監査規程の承認の有無
- (3) 内部監査部門の取締役会への報告頻度
- (4) 内部監査部門と社外取締役の意見交換の状況
- (5) 三様監査の連携の状況

(6) 内部統制部門やリスク管理部門との関係は、Three Lines Model¹に沿ったものとなっているか

4. 内部監査の対象・活動状況

- (1) 報告対象年度において実施した内部監査の件数とその主たる目的ごとに分類（①法令等の遵守の監査、②会計・財務監査、③テーマ監査、④経営監査）した件数
- (2) 監査で指摘した改善事項のフォローアップの状況
- (3) 全社的リスク管理への貢献など、経営目標の効果的な達成を通じた企業価値の「保全及び向上」に内部監査部門がどのように具体的に貢献しているか

(記載上の注意事項)

- ① 記述に当たっては、具体的に、かつ、分かりやすく記載する。
- ② 提出会社が上場会社等である場合にあっては、上記のすべてについて記載し、提出会社が上場会社等以外の場合にあっては、1 (1) 及び (2) については記載を省略することができる。
- ③ 提出会社について記載するとともに、グループ会社がある場合には、グループ会社の状況について、別途区分して記載する。
- ④ 4 (1) の活動状況は、内部監査の結果をそのまま外部に開示することを求めるものではない。

(以 上)

¹ “The IIA’s Three Lines Model ,” The Institute of Internal Auditors, Lake Mary, FL, 2020, https://www.theiia.org/globalassets/site/content/articles/global-knowledge-brief/2020/july/the-iias-three-lines-model/glob-three-lines-model-paper_layout-rebuild.pdf (一般社団法人日本内部監査協会訳「IIA の 3 ラインモデルー 3 つのディフェンスラインの改訂」『月刊監査研究』2020 年 8 月号, https://www.iiajapan.com/leg/pdf/data/iaa/2020.07_1_Three-Lines-Model-Updated-Japanese.pdf)

一般社団法人日本内部監査協会 法令等改正対応委員会 委員名簿

2022年12月7日 現在

【順不同・敬称略】

| | | |
|------|-------|---|
| 委員長 | 柿崎 環 | 明治大学法学部 教授 |
| 副委員長 | 河村 賢治 | 立教大学法学部 教授 |
| 委員 | 角田 善弘 | ボアソナードコンサルティング 代表 |
| | 蟹江 章 | 青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科 教授 |
| | 兼田 克幸 | 北海道大学 名誉教授 |
| | 仲 浩史 | 東京大学 未来ビジョン研究センター 教授 |
| | 南部 芳子 | 一般社団法人日本内部監査協会 研究室長 |
| | 毛利 直広 | アメリカン・インターナショナル・グループ (AIG) エグゼクティブ・バイスプレジデント 兼 インターナル・オーディター、内部監査人協会 (The Institute of Internal Auditors: IIA) 元会長 |
| | 森居 達郎 | 公認会計士 |
| | 吉 武 一 | 太陽誘電株式会社 常勤監査役 |

| | | |
|-----|--------|--------------------|
| 事務局 | 中村 光太郎 | 一般社団法人日本内部監査協会 研究室 |
| | 松本 祥子 | 一般社団法人日本内部監査協会 研究室 |